平成２２年（フ）第７８２号
高知市針木本町４番18号　リバーセブン１Ｆ東
債務者　中村ふみ代
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０３号
大分市萩原３丁目16番15号
債務者　後藤　武文
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１２号
大分市大字永興1878番地
債務者　小野　正行
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１９号
大分市大字永興591番地の１　コーポ甲斐202
債務者　鈴　　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３９号
宮崎県延岡市大貫町５丁目2356番地２
債務者　園田　康男
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６２号
宮崎県延岡市長浜町２丁目1914番地１
債務者　末永　広行
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目31番６号　グリーンコーポ102号、旧住所鹿児島県鹿屋市川東町8183番地
債務者　益田　妙子（旧姓杷山・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿屋市上谷町１番28号
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
奈良県大和郡山市筒井町427番地３　サニーウェル302号室
債務者　芦田小夜子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北６丁目２番23号
債務者　駒井　謙一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５８７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北６丁目２番23号
債務者　駒井美智子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
富山市古沢352番地　コーポ中島202号、前住所富山市神通町２丁目５番４号　池崎アパートＢ
債務者　山野　梨沙
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０４３号
名古屋市北区駒止町１丁目115番地
債務者　権藤　清二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４８号
青森市本町５丁目１番12号　コーポはりま206号、住民票上の住所青森県東津軽郡平内町大字東滝字間木28番地２
債務者　遠島　　健
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５１号
愛知県半田市亀崎月見町４丁目152番地
債務者　佐藤　滋芳
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９号
青森県八戸市根城４丁目３番10号、前住所青森県八戸市売市２丁目13番３号　西村荘Ｂ―２
債務者　玉川　正直
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
長崎県雲仙市小浜町南木指340番地
債務者　中島　剛一
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係